

	頁	意見箇所	修正案・理由・対応
人権尊重のまちづくり審議会 (R6. 7. 31)	P53	高齢者も若者も互いに人権があるという観点から施策を展開する必要がある、この人権総合計画の中に高齢者の人権をしっかりと位置づける必要がある。	「令和元年(2019年)に「認知症施策推進大綱」の策定、令和5年(2023年)6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。たとえ認知症になっても相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生社会の実現を推進する必要があります。」を追記しました。
	P50	縦割りの施策が行われるとよいプランでも支援にならないと思うので、横のつながりをお願いしたい。	縦割りをなくすよう重層的支援体制支援事業という形で取り組み、相談部署は分野ごとに設置していますが、困りごとがあれば各部署が協力して支援する体制づくりに取り組んでいます。
	P50	公的だけでなく民間との連携も重要である。そのあたりを計画に明示できるよう工夫してほしい。	第4章人権施策の展開方向の3.各主体の役割と連携・協働、(5)連携・協働に市民活動団体や企業・事業所等の連携・協働について一層推進することを謳っています。4.具体的な取組についても啓発推進や相談支援についてや、分野別の取組にも民間との連携・協働について記述されています。また、第5章計画の推進についても関係団体等との連携強化について記載しています。
	P40～P41	表に担当課が書かれていない箇所がある。	それぞれの事業ごとに担当課名を追記しました。
厚生文教常任委員会 (R6. 8. 16)	P4	全国でパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体が増えていることを記載してください。	「全国で性的マイノリティ施策が急速に広がっている中、」を追記しました。
	P7	人口の推移の統計資料について、9月末日の人口がわかり次第、追記してください。	令和6年9月末日の人口を追記しました。
	P65	性的マイノリティの人権の冒頭部分をわかりやすく記述してください。	「人の性は多様であり、その濃淡も人それぞれです。からだの性と心の性が一致しないために、・・・」と修正しました。
	P67	国の行ったことについても記載してください。	「明治42年(1909年)に施行され廃止されるまでの長きにわたり、患者は行動や居住・移転、職業選択、学問および結婚の自由などの基本的な人権が著しく制約されてきました。」を追記しました。
	P71 P76	ハラスメントについて、市民に考えてもらえるように記述してください。	「相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりするあらゆるハラスメント」「一人ひとりがハラスメントを防止する意識を持つ」を追記しました。
	P81	ヤングケアラーの解決方法を見直してほしい。	「ヤングケアラー等の支援の必要なこどもに対し、自治体や民間団体による居場所等を通じて本人に寄り添う相談支援」に修正しました。
人権尊重のまちづくり推進本部幹事会 (意見照会 R6. 9. 19)	P4 (12～13行目) P48 (P44～女性の 人権)	(1) 下線部分の文頭をあわせてはいかがでしょうか。 また、女性の抱える問題が多様化、複雑化する中、令和6年(2024年)4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が施行され・・・ (2) 正式名称のみの表記でいかがでしょうか。 ・現 状：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」 ※厚生労働省HPでは、「女性支援新法」の表記があります。 ↓ ・変更後：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」	(1) 修正しました。 (2) 正式名称のみの表記に修正しました。

	頁	意見箇所	修正案・理由・対応
	P5 P44	・表（甲賀市総合計画）下の囲い部分 追加箇所 甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画） ・表下の文章 意見 令和５年(2023年)では～ 報告書の年月にするのか調査を実施した年月にするのか。 例) 令和５年(2023年)に実施した調査では…」または 「令和６年(2024年)２月の報告書によると…」とするか	・ P5：追加しました。 ・ 調査を実施した年月に合わせました。
	P39 計画策定 後８年間 の分野別 課題ごと の施策と 教育・啓 発取組状 況	②女性の人権 １．変更箇所 ・現 状：ＤＶ被害等の相談窓口の啓発と、女性相談員の配置を行った。 ↓ ・変更後：ＤＶ被害等の相談窓口の啓発と、 <u>女性相談支援員</u> の配置を行った。 変更理由 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第２項に規定があるため。	修正しました。
人権尊重の まちづくり 推進本部 本部会 (R6.10.1)	P59・P83 外国人の 人権	「外国人の人権」と記載されているが、日本で住んでいる外国人のことは一般的に親近感を持って「外国人市民」とされることが多いが、使い分けされているのか。	タイトルについては、当初計画が「外国人の人権」となっており今回は中間見直しにつき修正は考えていないが、内容説明については「外国人市民」という表現にしてい